

令和 7 年度
いじめ防止基本方針



香芝市立 二上小学校

～いじめの根絶をめざし～

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すのみならず、児童の生命にかかわる問題であり、人間として絶対に許されないことである。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との基本的な認識に立ち、いじめを許さない学校づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をどのようにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する課題である。そのために、本校においても、全教職員が、いじめ問題の重大性をしっかりと認識し、市、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止にも努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条）

いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。

「解消」には、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が少なくとも3か月の期間止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月止んでいる状態が継続していること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること

被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

さらに上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。引き続き、被害児童及び加害児童生徒や周りの集団を十分観察し、必要に応じて関係機関とも連携し、心のケア・支援を行う。

3 いじめ防止等のための認識について

いじめ問題への対応にあたっては、次に示すいじめ防止等のための認識をもち、誠実に取り組むことが大切である。

◎ 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つ

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るという認識をもつことが大切であり、どのような場合にあって、いじめは許されない、いじめる側が悪いという認識に立ち、毅然と

した態度で指導すること。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは絶対に認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許されない。

◎ いじめられている子どもの心に寄り添った指導を行う

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に察するように努めること。その際、いじめであるか否かの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題であるということを銘記し、表面的・形式的な判断で済ませることなく、いじめられている子どもの立場に立って細心の注意を払い、心に寄り添う指導を行うことが不可欠である。

加えて、いじめに関係した児童に対しては、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

◎ 道徳教育・人権教育の充実を図り、自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成する

一般にいじめは、弱い者、集団とは異質なものを攻撃したり排除したりする傾向の中で発生することが多い。従って、人権尊重の意識を育み、個性や差異を尊重する態度やその基礎となる適切な価値観を育てる指導の徹底とともに、道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

4 いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を実効的・組織的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

〔いじめ対策委員会〕

校長、教頭、教務部長、養護教諭、教育相談担当、いじめ問題担当、特別支援学級担任代表、生活力向上部長、生徒指導主任、（該当学級担任及び該当学年主任）

5 いじめ防止等に関する取組

いじめの未然防止・早期発見等のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

① いじめの防止

- ・いじめの防止に向けて、児童が互いの人権を尊重し、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・いじめを許さない土壌づくりと豊かな心の育成のため、児童が自分自身のこととして多面的・多角的に考え、議論していく「考え、議論する道徳」を進めていく。
- ・児童会活動や、たてわり活動を通して、地域や他学年とつながることで相手を思いやる心をはぐくむ。

② いじめの早期発見

- ・児童の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童がいることを理解し、日頃から児童への見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化やサインを見逃さないように注意する。

- ・いじめの早期発見のため、いじめのアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめについては、情報モラル教育を実施するとともに、不適切な書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図り、必要に応じて、警察等の関係機関と連携して対応にあたる。

③ いじめへの対処

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、「いじめ対策委員会」を活用し対処していく。教職員はいじめの情報を学校の対策委員会に報告・共有する義務がある。
 - ・いじめに関係した児童に対しては、被害児童その保護者に対し、徹底して子どもを守り通す姿勢を伝えるとともに、今後の指導方針を伝え、本人及び保護者の了解を得ながら進める。加害児童に対しては気持ちや状況を十分聞き取るとともに、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また加害児童の保護者と面談し事実関係や相手側の心情を伝え家庭での指導を依頼する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会や関係機関・スクールカウンセラーや専門機関との連携の下、組織的に取り組む。
- なお、いじめの被害・加害児童だけでなく周囲の児童それぞれへの人間的成長につながるよう継続的な指導と支援を行う。

④ 地域や家庭との連携

- ・社会全体で児童を見守り、いじめを許さない等の規範意識の向上を図るため、学校と地域、家庭との連携を図り、その強化に努める。
- ・学校基本方針やいじめの防止等に関する取組等を、学校だよりや学校ホームページ等で紹介することを通じて、報告・啓発を図る。
- ・学校・地域パートナーシップ事業における地域との窓口となる「学校コミュニティ協議会」等を活用し、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する。

⑤ 関係機関との連携

- ・児童の日常生活において、いじめをなくして健やかな成長を促すため、子どもに関わる地域組織や行政機関等との連携・協力を進めていくように努める。
- ・いじめの問題解決にあたっては、学校による対応の範囲を超えるような場合もあるため、警察やこども家庭相談センター等の関係機関との迅速な連携を図れるようい頃からの関係づくりや定期的な連絡会などをもち、情報交換を行う。

6 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに教育委員会に報告を行うとともに、いじめ対策委員会により早急に調査を行う。また事態によっては、市及び教育委員会が、重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

(1) 重大事態とは

法第二十八条第1項において、次の場合を重大事態としている。

- ①いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1)「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(2)「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校長、いじめ対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(3)児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

ただちに、香芝市教育委員会に報告し、市教育委員会を通じて香芝市市長へ、事態発生について報告する。その後、香芝市教育委員会の「いじめ防止等のための基本的な方針」に従い、調査対策を行う。

7 その他

いじめの防止等の対策について、本方針をはじめ、取組等を積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、本方針や取組が効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会においてPDCAサイクル(計画・実行・確認・行動)で検証し、必要に応じて見直しを行う。

年間指導計画

	学校行事	いじめ防止
4 月	・ 始業式 ・ 入学式 ・ 授業参観	・ 「わたしたちの暮らし」の確認・掲示・配布 ・ いじめに関わる共通理解 ・ 保護者への啓発・情報交換
5 月	・ 校外学習 (1、2、3、4、6) ・ いじめアンケート ・ 一年生と遊ぼうウィーク ・ なかよしタイム ・ 授業参観・学級懇談会	・ 校外学習を通じた人間関係づくり ・ いじめ対策委員会 ・ 異学年の人間関係づくり ・ なかよしタイムを通じた異学年の人間関係づくり ・ 保護者への啓発・情報交換
6 月	・ 教育相談 ・ 野外活動 (5 年) ・ いじめアンケート実施	・ 定期教育相談 ・ 野外活動を通じた人間関係づくり ・ いじめ対策委員会
7 月	・ 個人懇談 ・ 心のアンケート	・ 保護者からの情報収集 ・ 教員間で情報共有
8 月		・ カウンセラーとの気になる児童の情報共有と対応の検討
9 月	・ 授業参観	・ 保護者への啓発・情報交換
10 月	・ 運動会 ・ 校外学習 (1、2、3、4、5)	・ 運動会を通じた異学年間の人間関係づくり ・ 校外学習を通じた人間関係づくり
11 月	・ いじめアンケート ・ ふたかみ感謝祭 ・ 学習発表会	・ いじめ対策委員会 ・ 地域の人権・福祉の取り組みの発表 ・ 保護者への学習・福祉の取り組みの発表
12 月	・ 修学旅行 ・ 個人懇談	・ 修学旅行を通じた人間関係づくり ・ 保護者との情報共有
1 月	入学説明会	・ 学校生活の過ごし方の説明
2 月	6 年生を送る会 授業参観	・ 異学年間の人間関係づくり ・ 保護者への啓発・情報交換
3 月	卒業式	

